

「経済学会公募型特別事業」の募集について

(2023年12月7日教授会承認)

(2026年2月5日教授会で修正を承認)

記

(名称と活動内容)

1. 経済学会公募型特別事業は、研究プロジェクト形態の多様化に対応する新たな支援の枠組みとして構築された助成制度です。
2. 地域社会や外部の諸機関等と連携・協力をし地域課題の解決を志向するなどの、様々なタイプの研究や教育活動の支援を実施します。そのため、支援の要件や補助額などに事前の制約は設けず、申請書の審査を経て支援方法を決めていきます。

(運営組織)

1. 事業実施代表者が滋賀大学経済学会（以下、経済学会）所属教員であることを条件とします。
2. 経済学会所属教員以外の運営組織への参加や、学外の機関や組織との共同運営も可能ですが、事業実施代表者は事業の運営に責任を持ってください。

(運営資金)

1. 経済学会の寄附による「経済学会連携事業費」（基金と奨学寄附金）を原資とします。

(申請書の提出)

1. 事業実施代表者は、別紙の申請書（企画書）に必要事項を記入し、経済経営研究所に提出してください。

(審査と採択)

1. 年間予算50万円までの事業については、経済学会企画委員（経済経営研究所運営委員会）が審査を行い承認します。
2. 1.の予算上限を超える事業については、さらに教授会での審議を必要とします。
3. 事業計画が複数年度に及ぶ場合、事業実施代表者は年度末に改めて次年度の予算案等を企画委員（経済経営研究所運営委員会）に提出し、承認を得てください。

(成果公開)

1. 事業実施代表者は、申請書の「成果の公表予定」に記載した内容を実行するなど、事業の成果の公開に努めてください。
2. 経済経営研究所は、適宜依頼に応じたサポートを行います。

以上

(付記)

変更履歴：

2024年3月15日、表題から募集年度の記載を削除（事業の対象が複数年であるため）  
2026年2月6日、2026年度以降の継続等にもない（運営資金）の記載を変更